

### 市老人医療費助成(垣老)・市心身障害者医療費助成 医療費受給者証の更新

市老人医療費助成制度(垣老)と市心身障害者医療費助成制度の受給者証が、新しくなります。7月1日以降に医療機関で受診するときは、必ず新しい受給者証を窓口で見せてください。

各制度の対象者(下表)には、新しい受給者証を6月20日ごろに郵送します。なお、対象者には、受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、**同封の返信用封筒で必ず返信してください。**窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください。

また、現在お持ちの受給者証は、7月以降は使えません。氏名や住所などの個人情報が見られないように裁断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ(☎47-8140)へ。



助成制度名	対象者
市老人医療費助成(垣老)	67～69歳(昭和19年7月2日～22年4月1日生まれ)の人 ※今年度から新たに対象となる70歳の人には、7月20日ごろ郵送します ※本人、配偶者および扶養義務者に所得制限があります
市心身障害者医療費助成	身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの、市民税非課税の人

世帯主が国民健康保険に加入していて、世帯内の国民健康保険加入者全員が65～74歳の場合は、10月からの国民健康保険料の納付方法について、「世帯主の年金からの引き落とし」または「口座振替」のいずれかを選択してください。

#### ◆現在、納付書で納付している人

6月中旬に案内を郵送します。手続きがない場合、原則「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。「口座振替」を希望する人は、手続きが必要です。

#### ◆現在、世帯主の年金からの引き落としの世帯

これまでどおり「世帯主の年金からの引き落とし」による納付となります。

#### ◆現在、口座振替を利用し、保険料の未納がない世帯

これまでどおり「口座振替」による納付となります。

#### ◆保険料の未納がある世帯(口座振替利用者を含む)

自動的に「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。

#### ◆口座振替を希望する場合の手続きは・・・

6月30日までに、窓口サービス課、各地域事務所、各市民サービスセンターで手続きをしてください。  
【持ち物】①振替口座の預金通帳、②通帳の届け印、③被保険者証、④納付書

〈問合せ〉窓口サービス課国民健康保険グループ(☎47-8132)

### 城下町巡る軸元祿絵巻

大垣まつり盛大に開かれる



大垣に初夏の訪れを告げる大垣まつりが、5月10日・11日、八幡神社周辺で盛大に開かれ、2日間で22万人の人出でにぎわいました。

八幡神社への奉芸や各地での掛芸では、軸ごとに巧妙なからくりや子どもたちによるかわいらしい踊りなどが披露されたほか、全13両の軸が、祭囃子を響かせながら新緑まばゆい城下町を巡行し、華麗な元祿絵巻を繰り広げました＝写真上＝。

また、午後7時からは夜宮が行われ、水門川沿いに並んだ軸の提灯が一斉に点灯されると、祭りムードは最高潮。見物客らは昼間とは違った幻想的な風情を楽しんでいました＝写真左＝。



### 吹付けアスベストなどの含有調査や除去工事に補助

市は、アスベストによる健康被害を防ぐため、市内のすべての建築物(取り壊し予定も可)を対象に、アスベスト含有調査や除去工事などの費用の全額または一部を下表のとおり補助します。

使用が疑われる場所があれば早期に調査を行い、アスベストが含まれると判明した場合は、除去工事をご検討ください。

ただし、補助を受けるには、建築課(東庁舎2階)で、事前相談(要電話予約)が必要です。

※募集件数/若干数(先着順)

※事前相談・申込/6月2日から、同課(☎47-8436)へ

補助対象事業(消費税額を除く)	補助金額
アスベスト含有調査に要する費用	対象事業費の全額【上限25万円】
アスベスト除去などに要する費用(代替材の施工費用などを含む)	対象事業費の2/3以内【上限200万円】

※含有調査や除去工事は、平成27年1月30日までに完了する必要があります

#### 〈環境保全型農業直接支払交付金〉

エコファーマーの認定(県知事認定)を受けた販売農家を対象として、農業振興地域内の農地で、栽培前後に緑肥(れんげなど)作付けと化学肥料や化学合成農薬の5割低減などの取り組みを行う場合、交付金を受けることができます。

申請を希望される人は、6月27日までに、農林課または各地域事務所の産業建設課で申請してください。



### 年金引き落とし 口座振替 国民健康保険料の納付方法 いずれか選択を

#### 販売農家の皆さんへ

市は、農林水産省が行う経営所得安定対策および環境保全型農業直接支払交付金の申請を、次のとおり受け付けています。申請方法など詳しくは、農林課(☎47-8628)へ。

#### 〈経営所得安定対策交付金〉

販売を目的として、水田で作物を作付けする場合、経営所得安定対策の交付金を受けることができます。平成26年産の営農計画書を提出した人に

は、農協や農事改良組合を通じて申請書の配布を行いました。それ以外で申請を希望される人は、6月27日までに、農林課または各地域事務所の産業建設課で申請してください。

#### 経営所得安定対策交付金 環境保全型農業直接支払交付金

### マンションやビルなどの貯水槽水道設置者の皆さんへ 適切な管理と定期的な自主検査を!

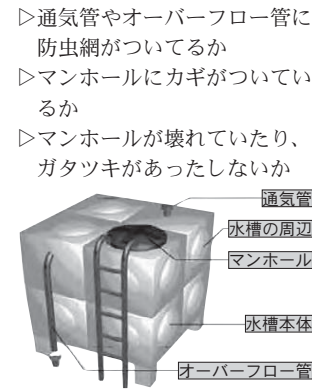
マンションやビルなどの高層建物の多くは、水道水をいったん受水槽にためて、各家庭などに給水しています。この受水槽から蛇口までの水道施設を「貯水槽水道」といい、設置者が責任をもって管理することになっています。設置者の皆さんは、次のポイントに注意しながら、適切な管理と定期的な自主検査を行ってください。詳しくは、水道課(☎47-8693)へ。

#### 管理・自主検査のポイント

- ▷受水槽の掃除は、1年に1回は行ってください
- ▷水質状態(色、濁り、におい、味)は、1週間に1回は確認し、水質検査は、1年に1回は受けてください

#### 点検のポイント

- ▷水槽の周辺はきれいか
- ▷水槽に穴や亀裂などがないか
- ▷水槽内にサビがないか



良好な景観を守るとともに、倒壊などによる事故を防止するため、広告塔・看板・壁面広告などの屋外広告物を設置するには、あらかじめ市の許可を受ける必要があります(一定面積以下の自家広告物を除く)。新たに屋外広告物を設置する場合は、事前に許可申請の手続きを行ってください(許可には手数料が必要です)。すでに設置している場合は、許可を受けているかどうかを、確認してください。

また、許可を受けた場合は、該当する屋外広告物に必ず許可済証(シール)を貼り付けてください。

市は、6月中旬から10月下旬にかけて、地域ごとに屋外広告物についての調査を行います。

調査では、市から委託を受けた調査員が、店舗や事務所などの屋外広告物を、必要に応じて公道から測量し、写真撮影します。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、都市計画課(東庁舎2階 ☎47-8694)へ。



### 6月 シートベルト・チャイルドシート 着用強調月間

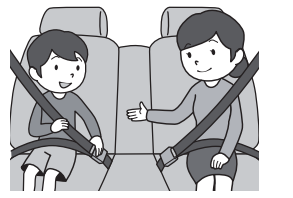
6月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。

シートベルトやチャイルドシートは、交通事故発生時の被害の防止や軽減に欠かすことができません。運転手はもちろん、車に乗った人全員がシートベルトを着用する必要があります。「後部座席だからシートベルトをしなくてもいい」という認識は間違いです。

また、6歳未満の子どもの乗せる場合は、必ずチャイルドシートを着用する必要があります。

交通事故発生時の被害軽減を図るため、正しいシートベルト、チャイルドシートの着用を徹底しましょう。

詳しくは、生活安全課(☎47-7386)へ。



### 案内

#### 有効期間を経過する水道メーターを交換

市は、計量法に基づいて、毎年8年の有効期間を経過する水道メーターの交換を行っています。

6月下旬から10月下旬にかけて、市が委託した指定工事業者が該当するご家庭へ伺って交換作業を行いますので、ご協力をお願いします(費用はかかりません)。

詳しくは、水道課(☎71-8848)へ。

#### 上・下水道の開始と中止の連絡はお早めに

上・下水道の使用を開始または中止するときは、市への連絡が必要です。受け付け時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

入居や転居の日程が決まり次第、早めに水道課(☎71-8848)へ連絡をお願いします。

### 暮らしを変えて、川と海をきれいに!

#### 繰り返し使われる「水」

上流で使われた水は、浄化槽や下水処理場で処理された後に川へ流れ、下流の人たちが再び使います。繰り返し使われる水をできるだけ汚さないよう、私たちは注意を払わなければなりません。

#### 排水口は、川・海の入り口

台所・トイレ・風呂などで使う生活排水は、1人1日平均250リットル。その生活

排水が、川や海を汚す大きな原因となっています。台所や風呂の排水口は、川や海への入り口なのです。

#### 水を汚さない10の工夫

- ①調理の手順を工夫し、ムダなく水を使う
- ②米のとぎ汁は、最初の濃いものだけでも庭木などにまいて利用する
- ③調理くずや食べ残しが流れてしまわないように、水切り袋などを使う



- ④食器などは、油汚れを拭き取ってから洗う
- ⑤油は流さず、使い切る工夫をし、やむを得ず捨てる場合は、新聞紙などにしみこませてごみと一緒に捨てるかコンポストなどを利用し、分解させる
- ⑥トイレは、こまめに掃除する
- ⑦入浴の際は、石けんやシャンプーなどを使い過ぎないようにする
- ⑧お風呂の残り湯は、洗濯や掃除に使う
- ⑨洗濯の洗剤・石けんは、適量を使う
- ⑩歯みがきの水はコップで、洗顔は洗面器を使う

